

静岡県建築基準条例の一部改正等について（平成 29 年 10 月 1 日施行） 質問と回答

No	項目	質問	回答
1	確認申請書等の添付図書	建築基準法施行細則の改正により、確認申請書等に「条例第 10 条の 2 第 1 項の規定に適合することの確認に必要な図書」を添付することが定められたが、必要な図書とはどのようなものを想定しているのか	取扱い「静岡県建築基準条例第 10 条の 2 に係る添付図書について」に添付する図書を例示しておりますのでご確認ください。
2	施行日	「平成 29 年 10 月 1 日から施行する」とあるが、9 月 30 日までに確認申請を提出したものにも適用されるのか	改正条例等の施行日（10 月 1 日）以降に着工する建築物に適用されます。 9 月 30 日までに確認済証を取得した建築物であっても、10 月 1 日以降に着工する場合、建築主は、改正条例への適合を着工前に検証する必要があります。検証の結果、計画の変更が必要となる場合で、変更内容が軽微な変更該当しない場合には、計画変更確認申請が必要となります。 【工事の着工について】 建築工事の施工を目的とした根切り工事・山留工事、基礎工事、または基礎杭打設等を開始する時をいう 【審査時の考え方について】 確認申請書（第三面）[15.工事着手予定年月日]により適用の可否を判断するほか、審査期間等を考慮して適用の可否を判断することが望ましい。

※No.2「施行日」について

□確認申請 ○計画変更の確認申請 △着工
 ■確認済証 ●計画変更の確認済証 ▲竣工

		H29. 10. 1		改正条例 の適合
①	□—■ △—	—	▲	不要
②	□—■	△—	▲	必要
③	□—	—■ △—	▲	必要
④	□—■ △—	○—● —	▲	不要
⑤	□—■	○—● △—	▲	必要
⑥		□—■ △—	▲	必要

①④：着工が施行日（平成29年10月1日）前のため改正条例基準への適合は必要ありません。

②③⑤⑥：着工が施行日（平成29年10月1日）以降のため改正条例基準への適合が必要です。

No	項目	質問	回答
3	1次設計への適用	静岡県告示第219号1(1)による場合は、中地震時(1次設計の地震力)についても適用されるのか	適用される。 許容応力度計算を実施する場合であっても、建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値に1.2を乗じて計算することが必要となります。
4	適用除外	住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準第5の1の1-1(構造躯体の倒壊等防止)の等級2又は3の基準に適合する場合に適用除外とすることが規定されているが、1-2(構造躯体の損傷等防止)の等級2又は3の基準への適合は不要か	不要。 県告示第219号2項の規定により適用除外とする場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準第5の1の1-1(構造躯体の倒壊等防止)以外の評価方法基準については、等級2以上とする必要はありません。
5	免震構造	免震構造であっても条例第10条の2第1項の規定は適用する必要があるか	必要。 免震構造についての適用除外はありません。
6	時刻歴応答解析	超高層建築物等で時刻歴応答解析による設計の場合にも条例第10条の2第1項の規定は適用する必要があるか	必要。 平成12年建設省告示第1461号四号イに規定する加速度応答スペクトルによる地震動(告示波)による場合は、Zの数値に1.2を乗じて計算する必要があります。 ただし、四号イただし書きの「敷地の周辺における断層、震源からの距離その他地震動に対する影響及び建築物への効果を適切に考慮して定める地震動」(サイト波)による場合は、1.2を乗じる必要はありません。

No	項目	質問	回答
7	既存建築物への適用	Z×1.2の割増を検討していなかった既存建築物にも条例第10条の2第1項の規定は遡及適用されるのか	<p>既存建築物には遡及適用されません。</p> <p>法第3条2項の規定により、条例第10条の2第1項の規定について既存不適格となる建築物で、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合についても、条例50条及び県告示220号の規定により、既存不適格建築物については、遡及適用されないこととなっています。(ただし、既存の建築物と増築又は改築をする部分がエキスパンションジョイント等により構造的に分離している場合は、増築又は改築する部分については条例第10条の2第1項の規定が適用されます。)</p> <p>なお、規定上は遡及適用されませんが、増築等の機会を捉えて、既存部分についてもZ×1.2相当の耐震性を確保することが望ましいと考えています。</p>

※No.7「既存建築物への適用」について

条例第10条の2の規定の適用（増築又は改築の場合）		
区分	既存の部分	増築等の部分
既存の建築物と増築又は改築をする部分が一体となる場合	適用なし	適用なし
既存の建築物と増築又は改築をする部分がエキスパンションジョイント等により構造的に分離している場合	適用なし	適用あり

条例第10条の2の規定の適用（大規模の修繕、大規模の模様替え）		
区分	既存の部分	修繕等の部分
工事の規模等に関わらずすべての場合	適用なし	適用なし

(参考)

既存の建築物が地震力の割り増し(Z×1.2)を行っていることが確認できた場合については、条例第50条は適用されません。既存建築物を含む建築物全体に条例第10条の2の規定を適用することとなります。

No	項目	質問	回答
8	既存不適格建築物の増築等	既存不適格建築物に増築等をする場合、確認申請時にはどのような手続きが必要か？	<p>確認申請図書において、条例第 10 条の 2 第 1 項の規定について既存不適格であることの明示が必要です。</p> <p>既存不適格調書の“既存不適格となっている規定”の欄に「条例第 10 条の 2 第 1 項」と記載し、必要な図書を添付してください。</p> <p>【参考】</p> <p>平成 12 年以前に確認申請を取得した建築物については、行政指導により、ほぼ全ての建築物で地震地域係数の割増が実施されていたと考えられます。また、平成 12 年以降の適用率は 9 割程度となっています。</p> <p>(Zs の適用は S59.3～、H14.10 までは区域により 1.0、1.1、1.2 に区分。木造壁量 1.32 倍の適用は H14.10～、S58.2～H14.10 では偏心率 >0.15、第 2 種地盤への割増あり)</p>
9	四号特例	四号建築物で建築士の設計によるもののうち、許容応力度計算により建築士が構造安全性を確認する場合、建築基準法施行令第 46 条第 4 項の適用を受けない建築物については、添付する図書は無いと考えればよいか。	<p>添付図書は不要。</p> <p>法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物（四号建築物で建築士の設計によるもの）については、細則第 3 条に基づき、県告示 219 号第 1 項（1）の規定について、確認申請等への図書の添付が省略できますが、条例第 10 条の 2 への適合は必要です。</p>